

Title	機械工業振興の政治経済学：日韓比較
Sub Title	The political economy of the promotion policy of machine industry in Japan and Korea : a comparative study
Author	西野, 純也(Nishino, Junya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.12 (2010. 12) ,p.221- 248
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小此木政夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101228-0221

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

機械工業振興の政治経済学

——日韓比較——

はじめに

一 先行研究の検討と分析枠組み

(一) 産業政策の日韓比較

(二) 産業政策をめぐる議論

(三) 分析の枠組み

二 日韓の機械工業振興策

(一) 日本の機械法

(二) 韓国の機械法

三 機械法をめぐる政治とネットワーク——日韓比較——

(一) 日本

(二) 韓国

おわりに

西野純也

はじめに

日本と韓国はそれぞれ第二次世界大戦と朝鮮戦争後の廃墟から立ち直り見事な経済成長を遂げた国家として、その発展の軌跡や成長のダイナミズムは政治経済学の重要な研究対象となってきた。一九八〇年代には東アジア NIES (the Newly Industrialized Economies) の成長が注目を集めたが、九〇年代末以降、日本の「バブル崩壊」や韓国の通貨危機などにより関心は停滞の原因究明へと移っていった。東アジア経済を論じる際、成長であれ停滞であれ、焦点のひとつになってきたのは「日本モデル」と呼ばれる発展の在り方である。ヴォーゲル (Ezra Vogel) は東アジアの発展をもたらした要因として「日本型モデル」を挙げた⁽¹⁾、ジョンソン (Chalmers Johnson) は日本の経験を「発展指向型国家」(developmental state) モデルとして抽出し、それを用いて韓国や台湾の発展を分析してみせた。⁽²⁾ 日韓両国の関係性に着目すれば、「韓国の産業選択は、米国市場の動向に深く依存しながらも、一方では日本へのキャッチアップを強烈に意識したかたちで行われ、個別産業振興政策の採用、規制の多い(したがって国内産業動向に連動して政府の介入が可能な)貿易・為替管理制度、政策金融の多用を前提とした間接金融中心の金融システムなど、経済実務面では日本とよく似た政策体系が整えられていた」⁽³⁾との指摘が興味深い。実際、一九六〇〜七〇年代韓国の産業政策は、日本の政策を模倣したり参照するかたちで立案されていたことが実証研究を通じて明らかになってきている。⁽⁴⁾

本稿で取り上げる韓国の機械工業振興法も、条文の構成等からわかるとおり、日本の機械工業振興臨時措置法を模倣して制定されたものである。しかし、法律の基本骨格は類似しているにもかかわらず、日韓両国の機械工業振興策は結果的に異なる内容と特徴を持つことになった。そこで本稿では、産業政策に関する既存の議論を踏まえつつ、日韓の機械工業振興策の違いをもたらした要因は何であるのか比較分析を通じて明らかにしてみたい。

日本では一九五六年に機械工業振興臨時措置法が、韓国では六七年に機械工業振興法が制定されているため、本稿ではこの二つの振興法を中心に検討していくこととする。

一 先行研究の検討と分析枠組み

(一) 産業政策の日韓比較

産業政策の日韓比較に関する先駆的かつ代表的な分析は、ジョンソンの一連の業績である。彼は戦後日本の高度経済成長における国家の役割に注目して「発展指向型国家」という分析概念を抽出し、韓国と台湾の急速な成長に対する説明にもこの概念を適用した。⁽⁵⁾ 彼の研究からは、経済発展における国家の役割という「マクロな視点」からみた日韓の「類似性」が浮かび上がってくる。そもそもジョンソンが念頭に置いていたのは米国の市場合理性に対する日本の計画合理性という日米の対比であったため、⁽⁶⁾ 日韓の比較では相違性よりも類似性が強調されたといえる。また、開発経済学などの分野でも、雁行型発展 (Flying geese) モデルなどとして語られるように、⁽⁷⁾ 韓国の発展は日本の「後追い」(キャッチアップ)として両国の発展パターンの共通性が指摘されてきた。

しかし、このようなマクロの視点から日韓両国の類似性や共通性を強調する分析に対して、「ミクロの視点」から日韓の「相違性」にも目を向ける必要性が意識されるようになった。⁽⁸⁾ 日韓の相違性に着目したある先駆的な研究は、それまで米国の多元主義論が軽視してきた国家や政治制度、社会制度の役割、行動主義理論が欠いている歴史性を重視した新制度論アプローチが、ミクロな視点からの日韓比較に有効であると唱えた。⁽⁹⁾ なかでも、国家と社会をつなぐ制度(政党、利益集団、金融制度、産業構造など)の配置状況が政策の方向性を規定するとみる「政策ネットワーク」論は、欧米や東アジアを問わず各国間の比較分析を可能にする普遍性の高い分析概念であ

という⁽¹⁰⁾。本稿もこのような認識を共有しながら議論を進めていきたい。

(二) 産業政策をめぐる議論

政治経済学における産業政策に関する議論は大きく三つ、国家中心論、市場中心論、政策ネットワーク論に分けて考えることができる⁽¹¹⁾。

国家中心論は、経済成長における国家の役割、なかでも官僚の役割を重視する⁽¹²⁾。多様な社会利害から相対的に自律した合理的な官僚が、経済成長のために戦略産業を育成し、そのために限られた資源の集中配分を行う。それこそが産業政策であり、日本や韓国の成功はこの産業政策に負うところが大きかったと主張する。既述のように、ジョンソンは米国の市場合理性とは対照的な日本の官僚（通産省）主導による計画合理性に着目し、政策過程において社会的圧力から自律性を確保して産業政策を行う「発展指向型国家」が東アジアの成長をもたらしたと主張した。

これに対して市場中心論は、成長をもたらししたのは「市場の力」つまり市場における企業の競争であり、産業政策の役割は副次的あるいは負の効果を持ったと主張する⁽¹³⁾。例えばパトリック（Hugh Patrick）は、「成長の起動力は、企業が主導性を持っているという点でも民間需要が大きいという面でも民間から生じた」として旺盛な企業家精神、労働者の高い規律と士気、高い貯蓄率、高進学率などを成長の要因として挙げ、政府の役割は「経済成長にふさわしい環境を作るという補助的なもの」に過ぎないとした⁽¹⁴⁾。また、香西は戦後の日本はむしろ小さい政府であり、他の先進国よりも自由放任に近い資本主義が展開されたことが成長をもたらしたと分析している⁽¹⁵⁾。市場中心論からすれば、国家の政策よりも市場での比較優位を探し当てていく企業の戦略的選択こそが重要ということになる。

国家中心論は政治学者、市場中心論は経済学者がそれぞれ中心的論者となっていることは、二つの議論ともに認識論的限界を抱えていることを示唆するとともに、双方が相互排他的ではなくむしろ補完性を持つ可能性を示唆している。世界銀行が『東アジアの奇跡』（一九九三年）において、市場中心論の立場に立ちながらも政府による「市場に友好的な経済政策」を評価したことからもそれをうかがい知ることができる。⁽¹⁶⁾

政策ネットワーク論は、国家中心論と市場中心論双方に対する批判的検討を通じて現れた。この議論は、政策形成過程における国家と企業の関係、企業間ネットワーク、社会に存在する多様な中間組織の役割を重視する。代表的な論者である沖本は、日本のハイテク産業政策が有効に機能したのは、政府と企業の協調的關係、系列など企業間グループ関係、審議会等の業界団体と官僚制との繋がりとといった政策ネットワークによるところが大きいと分析した。⁽¹⁷⁾ エバンス (Peter Evans) は、国家は社会的利害関係から完全に自律的ではなく、社会とのネットワークを通じて産業政策を形成していくという点で「埋め込まれた自律性」(embedded autonomy) を持っている⁽¹⁸⁾と主張した。

このような国家中心論の修正としての政策ネットワーク論とは別に、制度論経済学の観点から、市場での「取引コスト」(情報取得や交渉、契約等にかかるコスト)を想定して、制度(ネットワーク)の経済的合理性を説くネットワーク論もある。⁽¹⁹⁾ この見方は、企業間の協調や連合、業務提携、系列化といった制度(ネットワーク)の在り方は市場での取引コストを引き下げるための合理的なものであり、それによって経済成長が可能になったと説明する。しかし、ここでは制度がどのように生じ、変化したのか、政治との関連はいかなるものなのかという問題が論じられていない。建林は、制度論経済学では制度の発生や変化は経済アクターの合理的選択によって説明されるが、政治学では制度は「政治の産物」(別言すれば政治的闘争の結果)である⁽²⁰⁾とみなされることを指摘する。そして、制度論経済学の見方に政治家や官僚といった政治的アクター、そして政治的闘争を取り入れた動態的ネ

ットワーク論を提唱する。

このようなネットワーク論において制度（ネットワーク）形成や変化を説明する「政治」は国家中心論や市場中心論の想定する「マクロの政治」ではなく「ミクロの政治」である。⁽²⁰⁾したがって産業政策を分析する際には、政策形成や執行過程における政治指導者の関与や官民の関係、企業間関係に目を向ける必要がある。例えば、サミュエルズ (Richard J. Samuels) は日本のエネルギー産業政策の事例を通じて、通産省と企業との間のネットワークは歴史的闘争の産物であることを明らかにした。日本では、国家による広範囲な市場の管轄権を認める代わりにそこでのコントロールを弱め、企業は其中で自由に活動できるという国家と企業の「相互同意の政治」が存在したという。⁽²¹⁾官民の共生関係は、統制と国有化を目指す国家と市場競争を志向する企業との政治的闘争の中で妥協の帰結であったとみる。⁽²²⁾また久米は、日本の産業政策には競争原理重視や大企業優遇のだけではなく、鳩山や岸ら政党政治家と通産省内の国内開発派との連携による「敗者無き合理化」路線が存在し、中小企業育成策や系列化政策に大きな影響を与えたことを明らかにした。⁽²³⁾

(三) 分析の枠組み

産業政策をめぐる以上の議論を踏まえて、本稿ではネットワーク論を基礎としながら、日韓の国家構造が政策過程における「政治」にどのような影響を及ぼし、それが両国の機械工業振興策の違いをもたらしたのか明らかにしていく。

文正仁と柳相栄の研究は、日韓の国家構造の違いが両国の経済政策の違いに帰結したことを明らかにしている。⁽²⁴⁾執政―官僚関係 (executive-bureaucrat nexus) でみれば、日本は官僚が政策形成と執行に重要な役割を果たすボトムアップ・パターンである。政治指導者は政策の大きな枠組みを示しはするが、実質的な政策の形成と執行

は各省庁が担っており、政治家はそのプロセスには直接介入することはない。このような水平的 (horizontal) 執政—官僚関係は、九〇年代には日本の政策過程の構造的硬直性をもたらしたという。それに対して、韓国の執政—官僚関係は垂直的 (vertical) であり、政治指導者は官僚に対して強い指揮、統制力を発揮してきた。それゆえ、韓国の政策形成と執行における官僚の役割は相対的に小さく、政治リーダーシップが大きな意味を持っている。

一方、日韓の規制緩和に関する柳相栄の研究は、政策の供給面における「政治」(politics) が合意志向的か命令志向的か、需要面における「ネットワーク」(network) が強いか弱いかという基準を設定し、政治とネットワークがどのように結合するのによって政策変化の過程が異なることを明らかにした。⁽²⁵⁾ 規制緩和政策についてみると、韓国では政治が命令志向でネットワークが弱い「政府調節型」の政策変化が起こり、日本では政治が合意志向でネットワークが強い「利害関係者合意型」の政策変化となった。政府調節型はネットワークが弱く政治が命令優先的であるため、政策変化のための政治過程は短く形式的であり、各利害関係が反映されないまま政治指導者の政策選好による一方的変化が進むという。これに対し利害関係者合意型は、強いネットワークが形成されて政治過程に影響力を発揮しているため、十分なプロセスを経なければ政策変化は困難であるという。

本稿で分析対象とする機械工業振興策をめぐる政治過程についても、前記研究の分析を適用することができる。日本の水平的な国家構造は、韓国に比べると政治指導者からの官僚の自律性を保証している。ジョンソンの言葉を借りれば、「政治家は君臨し、官僚が統治する」のである。⁽²⁶⁾ しかし同時に、日本の議院内閣制は、政策に利害を持つ者が政党 (与党) を含むネットワークを形成し、与党という経路を通じて政策に影響を及ぼすことを可能とする。自民党による長期政権下では、自民党を含むネットワークが政治指導者や内閣の選好に影響を与えてきた点を看過すべきではない。政策は利害関係者間の調整過程を経て決められることが想定されるのである。他方、

韓国の垂直的な国家構造では、政策過程における政治指導者の役割がより重要となる。朴正熙大統領の時代には、ネットワークの形成はそこに大統領自身が含まれてこそ政策過程において効果的であった。政策過程における与党（民主共和党）の役割は、日本の自民党に比べ相対的に小さかった。韓国では、大統領あるいは青瓦台（大統領府）へのアクセスを有するものが政策過程においてより大きな影響力を行使したのである。⁽²⁷⁾

二 日韓の機械工業振興策

(一) 日本の機振法

日本の機械工業振興臨時措置法（以下「機振法」と略す）は「経済自立五ヵ年計画の趣旨に沿って機械工業の近代化、能率の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に機械工業の振興を図ろうとするものであるが、特にわが国機械工業の中で劣弱で合理化を必要とする基礎的な部門及び共通部品部門を対象とするものであるが、これらの部門に属するものは大部分が中小機械工業者であるから、中小機械工業の建設的かつ積極的な育成策として重要な意義を有する」との観点から一九五六年六月一五日に公布、施行された。⁽²⁸⁾ 機振法は全文二四条からなっており、当初は五年間の時限法として六一年六月に廃止される予定であった。しかし、「折からの貿易自由化に対処し、機械工業の国際競争力を急速に強化することにより、所得倍増計画に予定された産業構造高度化の中核としての機械工業の地位を確立する必要」⁽³⁰⁾ から五年間延長され、その後さらに延長されたことから、結局、機振法は一五年間続くこととなった。

機振法の内容および制定経緯から、機振法を中心とする日本の機械工業振興に関して次の三点が指摘できる。

第一に、機械工業の「合理化」を目指すという政策目的をめぐる議論の展開である。機振法に関する三輪の詳

表1 機械工業振興臨時措置法（日本、1956年制定）

第1条	目的
第2条	合理化基本計画
第3条	合理化実施計画
第4条	計画の変更
第5条	資金の確保
第6 - 9条	共同行為
第10 - 11条	独占禁止・公正取引の適用除外
第12条	生産技術向上のための基準公表
第13 - 20条	機械工業審議会
第21条	報告の徴収
第22 - 24条	罰則

出所：法律条文に基づいて筆者作成

細な研究は、機振法制定の背景として、当時の最優先課題が輸出振興であり、それを可能とするために産業合理化の必要性が強調されていたことを指摘する⁽³¹⁾。日本経済は一九五〇年代初めに「朝鮮特需」を迎えたが、その後すぐ通産省は日本産業の輸出競争力に問題があることを認識し、機械工業分野ではまず完成機械（自動車やミシンなど）の合理化を目指した⁽³²⁾。続いて、基礎生産部門（工作機械など）や部品生産部門では中小企業（従業員三〇名以下）が九〇％以上を占めており、かつ低品質、高コストであるという状況を改善するため、これら部門の合理化が急務とされた。五五年一月には、「老朽陳腐化した生産設備の近代化を促進することにより、機械製品の品質向上及びコストの低下を図るとともに機械工業における生産構造の合理化を推進する」ことを目的とし、

近代機械設備を企業に有利な条件で貸与する「機械工業振興事業団」が構想された。しかし、この構想を産業合理化審議会機械部会において審議する過程で、機械工業の合理化、国際競争力の強化のために「優秀工場をピック・アップして伸ばして行く」という方針に対し、「取残された中小企業をどうするかという問題」、さらにそこから派生する失業に関する懸念が提起された⁽³³⁾。結局、この構想は国の財政的制約を理由に実現をみず、日本開発銀行（以下「開銀」）による融資というより穏当な政策手段を用いた機振法が制定されることになったが、機振法に関する国会審議でも指定もれの中小企業に不利益になる点が繰り返し指摘され、参議院では「本法による貸付の対象とならない中小企業が競争条件の上で不利になるおそれがある」として、その点への配慮を求めた付帯決議がなされたという⁽³⁴⁾。以上の経緯からわかるの

は、当初は合理化という名の下に選別的な機械工業の育成実施を目指したが、審議会や国会審議を経ることではない。選別的な中小企業政策の色彩が強いものになったという事実である。

この中小企業対策という側面が第二の特徴である。機械振振法が「機械工業の合理化を促進することにより、その振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的」(第一条)として謳い、「特定機械」(政令で指定)の合理化基本計画および合理化実施計画(第二、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)を定めるとしていたにもかかわらず、第一次機械振振法の開銀融資は小口化が顕著であり中小企業対策的色彩が強かった⁽³⁵⁾。機械振振法関連の融資実務担当者によれば「機械振振法の成立そのものの歴史的制約から、中小企業対策的性格をついに止揚しえず、その機会均等的な企業育成方針は、貿易自由化、開放体制を迎えて、斬業「ママ」の国際競争力の強化を図るための専門生産体制の促進、有力企業を中核とする各業界の再編成には必ずしも効果的ではなかった」のである⁽³⁶⁾。機械振振法を分析した橋本も、「極めて明白なことは、機械振振法の立法意図は必ずしも実現しなかった」として、条文に盛り込まれていた合理化のための「共同行為」(カルテル)が一部例外を除いてほとんど実施されなかったことを指摘する⁽³⁷⁾。当初、通産省は、カルテル組織により機械類の規格・仕様を統一・簡素化した上で部品や機種を標準化し、カルテル構成企業はその統一規格に定められた特定少数の部品や機械の生産に専門化して、個々の部品や機械に関して大量生産のメリットをあげようとしたが、そうはならなかったのである⁽³⁸⁾。

第三に、しかしながら機械振振法は、米倉の言う機械工業の「特定化」プロセスに貢献した。例えば金型工業についてみれば、ラムネのビン⁽³⁹⁾の型から自動車ボディの型まで造る種々雑多な存在形態であり類型化しにくい業種であったが、それが「金型工業」というひとつの産業として指定され振興対象とされた意味は大きい⁽³⁹⁾。金型工業は多種・零細であるゆえに開銀融資を受けることの間接的效果は大きかったという。開銀融資は、その厳しい審査を通じて経営改善や技術改善効果をもたらしただけでなく、他銀行の融資を可能にする「呼び水」効果など

様々な間接的效果もあった。こうしてみると、当初の通産省の政策意図とは異なるかたちで、機振法は機械工業の振興を実現したともいえよう。

(二) 韓国の機振法

韓国が機械工業の振興に取り組み出したのは、一九六〇年代後半以降であると言ってよい。朴正熙政権は、第二次経済開発五カ年計画（一九六七～七一年）において、機械工業を化学、鉄鋼と並ぶ三大重点育成産業とし、五カ年計画初年度である六七年三月三〇日に機械工業振興法（以下「機振法」と略す）を制定（七月一日施行）した。韓国の機振法は、「機械工業の合理的な育成を追求することで機械工業の振興と発展に寄与することを目的とし」（第一条）、基本計画と施行計画の策定（第三条、第四条）、特定機械工業の指定（第七条）、資金造成（第九条）による振興が規定されており、法律の枠組みは日本の機振法とほぼ同じである。しかし、機振法の内容や制定経緯からは、日本の機械工業振興とは異なる特徴を見出すことができる。

第一に、機械工業育成に際して最も意識されていたのは「国産化」である。韓国の機振法には日本の機振法には見られない国産化比率（第一三条）や国産化奨励（第一四条）といった項目が設けられている。なぜ国産化を掲げたのかと言えば、それは韓国経済が成長とともに機械工業を輸入品に頼るような構造になりつつあったからである。機振法が制定された頃、韓国経済は輸出志向型工業化による高度成長が始まり、「すべての優先権を『輸出』に置いたので、『輸出第一主義』という言葉がここから出てきた⁽⁴¹⁾」と言われるほど輸出振興に力が注がれていた。六五年一〇月から朴大統領主宰により毎月開かれた輸出振興拡大会議は、韓国政府の輸出振興への強い意志をよく表すものである。このような輸出第一主義のもとで韓国経済は「加工貿易型構造」、すなわち先進国（おもに日本）から輸入した素材・中間製品を、同じく先進国から輸入した機械設備を用いて組立・加工し、こ

表 2 機械工業振興法 (韓国、1967年制定)

第1条	目的
第2条	語の定義
第3条	機械工業振興基本計画
第4条	施行計画
第5条	計画の変更
第6条	登録
第7条	特定機械工業の指定
第8条	老朽施設の改替等
第9条	資金造成
第10条	製品の担保
第11条	施設基準等
第12条	技術者養成等
第13条	国産化比率等
第14条	国産化奨励
第15条	減価償却
第16条	報告
第17条	審議会
第18条	罰則
第19条	施行令

出所：法律条文に基づいて筆者作成

並んで機械類の国産化推進は時期を遅らせることのできない重要な課題⁽⁴³⁾となったこと、である。これらはまさに国会で披歴された機械工業振興法案の提案理由そのものである。輸出品をつくるために機械類の輸入は必要であるが、できるだけ輸入機械に頼らずに国産機械を用いて外貨を節約したいという、どちらかといえばマクロ経済的考慮が機械工業振興法の出発点であったというのは興味深い事実である。

もちろん、産業育成政策としても機械工業振興は重要であった。韓国では技術不足のため、工場建設の多くを外国技術に依存する一括導入方式 (Turn Key Base) により行ってきた。そのため、韓国内の機械工業が工場建設に参加することができず産業発展に寄与するところが少なかった。機械振興法は財政資金による長期低利の機械工業育成基金を設けて国産機械購入者に対する支援を行うこととし (第九条)、国産機械の需要創出を図った。実

してできた最終製品を輸出するという構造になっていた⁽⁴³⁾。輸出の拡大は同時に輸入の増加を誘発したが、韓国は積極的な外資導入を図ることで貿易収支問題に対応した⁽⁴⁴⁾。そのため、六七年には次の二つが問題となっていた。まず、輸出志向型工業化は消費財工業の急速な発展をもたらしたが、「工場建設のための施設機材が借款によって導入されたため、機械工業が国内産業発展に寄与する機会がなかった」こと、そして第二次五カ年計画で必要とされる所要外資が多額にのぼることから、「第二次五カ年計画と

際に「財政資金を主源とする一般銀行の特殊資金取扱規定」(六八年四月) および「機械工業育成資金融資取扱規定」(六九年一月) が定められて機械工業育成資金が利用され始めた。⁽⁴⁶⁾ 国産機械購入資金の支援実績は、一九六九～七六年の七年間に七六四億六三〇〇万ウォン、七七年に三八七億ウォンとなっている。⁽⁴⁷⁾ この数字から明らかに、七七年の一年間にそれ以前の七年間に投入された金額の約半分が支援されているという事実である。機械工業振興は、六七年の機械法制定にもかかわらず、実質的な育成は朴正熙大統領の重化学工業化政策宣言(七三年一月)を受けて七〇年代後半から本格的に始まったとの指摘もあるが、この数字はそれを傍証しているともいえる。⁽⁴⁸⁾

韓国の機械工業振興における第二の特徴は「系列化」を目指したことである。⁽⁴⁹⁾ 韓国機械工業の問題点としてかねてから指摘されてきたのは、日本の自動車産業に代表的に見られるような下請け分業構造がうまく形成されていないということである。『我が国の機械工業の現況と問題点』(一九八〇年)によれば「大部分の機械類は数多くの部品から構成されており、ひとつの大企業が全部品を生産するのはほぼ不可能である。したがって機械工業は部品工業の発展と下請工業の共存が可能であり、部品間、企業間のネットワークを通じた専門化と系列化が他の工業に比べて必要」⁽⁵⁰⁾ である。しかし、「大企業が全般的な部品生産と組立を同一企業で実施することにより、多様な需要と急な需要変動に対する弾力性が不足」⁽⁵¹⁾ しているため、中小企業を中心とした専門化と系列化が目指された。

韓国政府は一九六六年に「中小企業基本法」を制定したが、当初は雇用増大や外貨獲得など輸出志向型工業化への寄与や国民経済の安定基盤となることが中小企業に期待された役割であり、下請系列化といった機械工業関連政策は重化学工業の発展を待つて策定するという考えであった。⁽⁵²⁾ 中小企業政策も輸出振興という観点から立案されたのである。一九七三年以降、重化学工業化政策が強力に推進されるようになって以降、「中小企業事業調

「整法」改正や「中小企業系列化促進法」制定（いずれも一九七五年）など系列化のための法整備も進められたが、系列化が狙い通りに進まなかったことは、八〇年出版の報告書が依然問題点として取り上げていることからもうかがい知ることができる。

すでに触れたように、機械工業の振興は一九七三年から始まった重化学工業政策を抜きにしては語れない。重化学工業政策の狙いは防衛産業育成にあったため、⁽⁵⁴⁾当然、機械工業の振興は防衛産業育成という観点から行われるようになっていった。これが第三の特徴である。機振法は一九七一年一月に改正されたが、その際、特定機械工業の指定（第七条）について「国防上重要であると認められる機械工業」という項目が追加されている。それに先立つ六八年には、武装ゲリラによる青瓦台襲撃事件など北朝鮮の軍事的挑発を受けて、機械工業育成資金が大幅増額されて国会で議論となっていた。⁽⁵⁵⁾

しかし、防衛産業育成と機械工業振興が密接な関連を持って推進されるようになったのは、防衛産業育成と重化学工業政策担当の大統領首席秘書官（経済第二首席）が任命された七一年一月以降であるといつてよい。この頃、韓国を取り巻く安全保障環境には大きな変化が生じた。ニクソン・ドクトリンの適用を受けるかたちで韓国から在韓米軍一個師団が撤退し、朴正熙政権は「自主国防」のため兵器開発に本格的に取り組み始めた。七三年一月には大統領年頭記者会見で「重化学工業化宣言」を行い、六月発表の「重化学工業育成計画」では六大戦略産業のひとつとして機械工業が選ばれた。⁽⁵⁶⁾同年九月には昌原機械工業基地の建設を骨子とする長期機械工業育成計画が樹立され、機械工業は前後方連関効果を大きくするとともに規模の経済を実現するため、「基地化」「大型化」という概念によって振興に拍車がかけられていった。

三 機械法をめぐる政治とネットワーク——日韓比較——

(一) 日本

機械法の制定に至る過程は、機械工業の振興が社会的圧力から自律した官僚による戦略産業の育成であるという国家中心論の想定とは異なっていた。一九五五年の「機械工業振興事業団」構想という通産省による国際競争力強化のための意欲的な産業合理化方案が実現していれば、国家中心論のような議論は可能であったのかもしれない。しかし、事業団構想は挫折し、中小企業に配慮した社会政策色の強い機械法が代わりに成立したのである。⁽⁵⁷⁾

「発展指向型国家」のような官僚（通産省）による産業育成方式が一種の「理念型」に過ぎないことは、有名な小説の舞台にもなった政府規制色の濃い「特定産業振興臨時措置法案」（以下「特振法案」と略す）をめぐる政治過程（一九六三—六四年に国会審議を経て廃案）からも明らかである。⁽⁵⁸⁾ 機械法制定に至る過程や特振法案廃案の過程は、日本の産業政策の形成には通産省だけではなく政党、関連業界、他省庁（特に財政を司る大蔵省）が主要アクターとして政策過程に影響力を行使してきた事実を示している。例えば、事業団構想が挫折した一因を、構想提案者の通産省と財政・金融権限を持つ大蔵省とのあいだの権限争いに求めることも可能であり、⁽⁵⁹⁾ そのような官僚内政治は「発展指向型国家」の姿とは異なるものである。

議院内閣制をとる日本の場合、政党（自民党）は社会の様々な利益や意見を政策形成過程に反映させると同時に、行政府（内閣）を掌握して官僚機構を統括するという二重の役割を担っているとされてきた。⁽⁶⁰⁾ しかし、この二つのうちどちらの機能をより重視するのかわけ方は異なる。内閣を構成する自民党が専門家たる官僚を重用して政策決定を行うと見れば国家中心論、社会利益の反映者としての役割に重きを置けば多元主義やマルクス主義（自民党が大企業の利益を代弁するとみる場合）と親和性を持つことになるが、これまでの研究の多くは後者の

解釈をとってきた。猪口は、日本の政治体制は官僚主導ではあるが社会的利益を広く官僚機構の内部で代表させようとするという意味で「官僚的大衆包括型多元主義」⁽⁶¹⁾であるとしながらも、一九七〇代以降は「族議員」現象に象徴される政党の自律化が起こり、民間企業の成長と相俟って影響力は多元化したと論じた⁽⁶²⁾。一方、村松とクラウス (Ellis S. Krauss) は政策過程における政党の役割をより重視した。政策形成の初期段階では官僚機構が中心的な場となり (各省間での管轄権の決定等)、政策領域ごとに官庁・政党・利益集団の結合が固定的ないし制度化された「下部政府」を形成しているという点で日本の多元主義は「パターン化」されているが、そのなかで政党は利益団体と官僚機構を「隔離」するのではなく「媒介」する役割を活発に行って長期政権と政治的安定を確保してきたというのである⁽⁶³⁾。

機械工業 (工作機械) に対する自民党の支援を取り上げたカルダー (Kent E. Calder) の研究や、「新しい法律の草稿を書くのは官僚だが、それに先がけて政治の厚い壁を破り、『政策の窓』を開くのは政治家」であり、保守政権継続にとつての政治的危機——党内派閥抗争や野党攻勢の時には、「中小企業のように支持政党の一定しない『浮動層』に対しては、革新陣営からも魅力的な提案が持ち出されるため、いきおい保守陣営も大盤振舞の助成策を打ち出す」ことを明らかにした。なかでも「工作機械は、中小企業重視に傾かざるをえない日本の政治経済の構造と、政府の援助・調整を必要とする業界の事情が見事に合致した分野」であったとカルダーは見ている⁽⁶⁴⁾。

以上から、機振法制定過程において社会利益 (とりわけ中小企業の利益) を反映させる政党の役割を確認できるが、既存研究は業界団体や民間企業の役割もまた重要であったことを指摘する。フリードマン (David Freedman) は、「機械工業は、官僚が求めたものとは逆の型に成長した。通産省積年の願望というのは、カルテル、市場参入の制限、合併によって規模の経済を増大させることだった。それとは逆に、日本の機械生産者は市場を

分散化させた」、「国家は無力であったか、さもないければ生産者たちに支配されていた」と述べるとともに、大量生産を追求する大企業ではなく柔軟な生産戦略をとった中小企業の役割を高く評価する。⁽⁶⁵⁾ 三輪の研究も、「機械工業をはじめとする産業振興策の立案・実施のために政府が有した能力は限られていた」との見方を示し、むしろ業界団体の役割を評価している。⁽⁶⁶⁾

これら二つの研究は、機械工業振興における国家の役割をほぼ否定している点が特徴的であるが、機振法をめぐる政治とネットワークという観点からは、業界団体や民間企業が政党や官僚機構との関係（ネットワーク）を活用した事実を看過してはならないだろう。この点にもっとも注意を向けているのは米倉である。彼の研究は、「機振法導入プロセスを詳しく見ると、零細ながらもそれぞれを結束しながら政策に対応しようとした民間企業の主体的な活動が目立つ」としながら、「機振法は上意下達の産業政策ではなく、民間企業の自主性に基づいて政府と企業の間になされた情報蓄積展開していくダイナミックな政策」と政策過程におけるネットワークに大きな意義を見出している。⁽⁶⁷⁾ 機振法により設置された機械工業審議会や部会の運用についても、「機振法が、業界人のみならずユーザーを審議会・部会メンバーに取り込んでいたために、（中略）社会的分業に基づく経済効率性が広く認識された」、「機振法が対象産業の特定化という重要な決定を、一方通行的な判断ではなく、民間企業との相互作用を通じて行っていた」と高い評価を与えているのである。⁽⁶⁸⁾

(二) 韓国

大統領に権限が集中していた朴正熙政権時代の韓国においては、大統領の選好が政策過程において大きな影響を及ぼした。もちろん、大統領はすべての政策に関心を払っていたわけではないため、関心分野以外の政策では大統領の信任を受けた官僚の裁量は大きかったといえる。⁽⁶⁹⁾ 機械工業振興策についてみれば、当初は第二次五カ年

計画中の輸入抑制を目指すというマクロ経済政策の観点から始まったため、産業育成政策という色彩は薄かった。韓国の機振法の大きな特徴である「国産化」が輸入抑制、外貨節約のためのものであったことは既述のとおりである。

機振法が制定された一九六〇年代後半は、輸出振興拡大会議にみられるように大統領の関心も輸出にあり、経済政策全般は大統領の信任を受けた経済企画院（一九六一年設立の予算権と企画立案権を併せ持つ経済司令塔的官庁）が統括していた。⁽⁷⁰⁾ 産業政策を担当する商工部も、一九六〇年代は貿易政策（商易政策）に主に従事しており、産業政策を本格的に扱うようになるのは七〇年代に入ってからであり、それ以前は産業振興のための商工部の体制自体不十分なものであった。⁽⁷¹⁾

したがって六七年に韓国の機振法が制定され、国産機械購入支援のための機械工業育成資金が造成されたのときを同じくして、商工部は業界の協力を求めることとなる。業界は需要者に対して国産機械の品質保障を行う「機械品質保障促進会」を立ち上げ、これが六九年二月の「韓国機械工業振興会」設立へとつながっていく。振興会の設立趣旨文では、「政府施策に呼応して、（中略）機械品質保障促進会を設立し、（中略）需要増大のための政府の育成策に積極的に寄与してきた」ことが明記され、この機能を発展的に継承することが謳われた。⁽⁷²⁾ 振興会は、設立当初から政府関係当局や機械工業審議会（機振法第一七条により設置）の委嘱を受けて政策立案へ協力していたが、七三年には政府の要請により機械工業振興委員会を新設して振興政策樹立により深く関わっていった。⁽⁷³⁾

このようなかたちで業界は政策形成に関与したが、それは「政府施策に呼応」したという言葉が示すように政府の求めに応じてのことであり、日本の機振法制定時にみられたような「民間企業の自主性」が発揮される余地は相対的には小さかった。実際、大統領が防衛産業育成のために機械工業により大きな関心を持った七〇年代には、機械工業振興は大統領の統括のもと、青瓦台経済第二首席室主導により重化学工業政策の一環として実施さ

れた。七三年以降に本格化する韓国の重化学工業政策は、戦後日本の経済発展の経験を参照したものであるが、「民間が自発的に政府施策に従う官民協調の国民総力体制」によって推進されたことからわかるように、日本とは異なり韓国の政治とネットワークは「上意下達」の色彩を強く帯びていた。⁷⁴そして、官僚機構は大統領あるいは青瓦台の指示による統制を従来以上に受けることとなった。

このため、機械工業振興策には大統領の意向が強く反映されるようになるが、その結果、韓国の機械工業に起こったのが大企業中心の産業構造の形成と「系列化」の遅滞であった。なぜならば、輸出志向型工業化の過程で明確になった大統領の意向とは、大企業＝財閥（チェボル）優遇による経済成長だったからである。軍事クーデターによる権力掌握直後は、財閥の不正蓄財への厳しい処罰と中小企業優遇の姿勢を見せた朴正熙政権ではあったが、初期の経済運営に行き詰まると実体経済をよく知る財閥と手を組んだのである。⁷⁵それは、限られた資源を特定企業に集中配分するという不均衡成長論の選択でもあった。

朴大統領は財閥創業者（現代の鄭周永、三星の李秉喆など）と頻繁に会合しており、財閥はこうした非公式ではあるがもつとも強力なネットワークを通じて政策に影響を及ぼしたといつてよい。⁷⁶しかしながら朴正熙政権下での財閥の影響力にも限界はあった。財閥は、七〇年代中盤の政府の求めにもかかわらず、石油危機などによる経済情勢の悪化を理由に重化学工業への参入に難色を示したが、結局最後は政府の強い要請に応じて機械工業などに進出することになったからである。

日本の機械工業振興策に中小企業の利益が反映されたのは、与党（自民党）による影響力の行使に一因があったことを既にみたが、韓国の政策過程における与党（民主共和党）の力は限定的でしかなかった。とりわけ防衛産業と直結する機械工業に関する政策では、大統領の選好を変えうるような影響力を持つことはなかった。

一方、韓国の場合、中小企業自身も政策過程に影響力を及ぼせるような存在ではなかった。日本のように戦前

から既に発展の歴史を持っており、戦後の政治を左右するような勢力になりうると政党に認識されていた機械工業界とは対照的に、韓国の機械工業従事者は政治社会的に小さな存在でしかなかった。戦後韓国の経済社会空間にはまず商業資本家が台頭したのであり、産業資本家の本格的登場は六〇年代後半以降、それも財閥を中心としていたからである。

おわりに

以上みてきたように、日本と韓国の機振法は類似しているにもかかわらず、実際の機械工業振興の政策方向性では差異が際立っていることが明らかになった。本稿ではその違いをもたらした要因を日韓両国の国家構造の違いと政策形成をめぐる政治とネットワークという観点から分析をしてきた。

国家中心論や市場中心論が想定する「マクロの政治」ではなく「ミクロの政治」に着目したことで、産業政策の形成過程における日韓の違いを、機械工業を事例として描き出すことができた。ジョンソンに代表される国家中心論では、日韓両国ともに計画合理性を持つ官僚が政策過程を主導するとされたが実際にはそうではなかった。日本の機振法制定過程では、むしろ官僚（通産省）は当初の意図を達成することができなかったのである。機械工業振興の政策過程で大きな役割を果たしたのは自民党であった。自民党は長期政権のために中小企業の支持（選挙での票）を必要としており、そのため中小企業の多い機械工業分野における政策過程で影響力を行使したのである。

韓国の場合、政策過程では大統領の意向が一貫して最優先された。機振法制定時の六〇年代には輸出志向型工業化に資するかたちでの機械工業振興（国産化率向上）が目指され、七〇年代に入ると防衛産業育成の観点から

機械工業振興に集中的に力が注がれるようになった。そのなかで官僚はもっぱら大統領の意向を正確に反映させた政策の立案に努めた。それゆえ七〇年代中盤に本格化する機械工業振興は、結果的に財閥優遇というかたちで進んだのである。

機械工業振興策をめぐる政治とネットワークの在り方について言えば、日本の機振法制定過程と運用からは、自民党と中小企業との「票」を媒介としたネットワークと通産省と民間企業の双方向的な産業政策ネットワークの存在を確認することができた。この二つのネットワークが作用することで、機振法をめぐるネットワークは中小企業が多くを占める業界、自民党、通産省の三者が「下部政府」を形成し、日本の機械工業を成功に導いたといえよう。

一方、韓国の機械工業をめぐる政治とネットワークは、日本のような双方向あるいは相互作用ではなく大統領を頂点とし、かつ大統領と財閥の発展志向連合 (developmental coalition) が他のネットワークを圧倒していたといつてよい。政策過程における官僚と業界のネットワークが機械工業振興会を軸に形成されたが、先述の発展志向連合の影響力には遠く及ばなかった。防衛産業育成という大統領関心事項との密接な関わりのため、機械工業振興策における政党の影響力も限られていたといつてよい。

本稿では政治経済学のアプローチを用いて機械工業振興策の日韓比較を試みたが、両国の産業政策の違いを説明するのは、もちろん国家構造や政策ネットワークだけではない。日韓における当該産業の発展段階の違いや国際経済環境なども政策の違いをもたらす要因となりうる。また、日韓の産業政策において興味深いのは、互いに相手の政策から影響を受けてきたという事実である。本稿の対象とした一九六〇、七〇年代はもっぱら韓国が日本の産業政策を学習した時期であったが、日韓の産業が国際舞台で競争するようになってからは、むしろ日本が韓国の政策を意識せざるを得なくなってきた。日韓の産業政策に関する政治経済学は、比較分析でも関係性

の探求でも多くの可能性を持っているといえよう。

- (1) Ezra F. Vogel, *The Four Little Dragons* (Cambridge: Harvard University Press, 1991). 日本語訳は、エズラ・F・ヴォーゲル (渡辺利夫訳) 『アジア四小龍——いかにして今日を築いたか』中公新書、一九九三年、一二七—一三〇頁。
- (2) Chalmers Johnson, *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy 1925-1975* (Stanford: Stanford University Press, 1982). 日本語訳は、チャーマーズ・ジョンソン (矢野俊比古監訳) 『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ、一九八二年。
- (3) 深川由起子「韓国 先進国経済論——成熟過程のミクロ分析」日本経済新聞社、一九九七年、二八頁。
- (4) 拙稿「韓国の産業政策の変化と日本からの学習——一九六〇〜七〇年代を中心に」延世大学大学院政治学科博士論文、二〇〇五年「韓国語」などを参照。
- (5) ジョンソン、前掲書、第一章。Chalmers Johnson, "Political Institution and Economic Performance: The Government-Business Relationship in Japan, South Korea and Taiwan," in Frederic C. Deyo, ed., *The Political Economy of the New East Asian Industrialism* (Ithaca: Cornell University Press, 1987), pp. 136-164.
- (6) ジョンソン、前掲書、二五—二九頁。
- (7) 渡辺利夫『新世紀アジアの構想』ちくま新書、一九九五年、安忠栄『現代アジア経済論』岩波書店、二〇〇〇年、末廣昭『キャッチアップ型工業化論——アジア経済の軌跡と展望』名古屋大学出版会、二〇〇〇年などを参照。
- (8) 例えば、猪口孝「東アジア比較政治体制論——日本政治論への新視角」『レヴァイアサン』三号 (一九八八年秋)、七—三三頁。
- (9) 中野実・康載鎬「政策決定構造の日韓比較——分析枠組みと事例分析」『レヴァイアサン』二三号 (一九九八年秋)、七八—八〇頁。新制度論については、建林正彦・曾我健吾・待鳥聡史「比較政治制度論」有斐閣、二〇〇八年の第二章も参照。
- (10) 政策ネットワークについては、Peter Katzenstein, ed., *Between Power and Plenty: Foreign Economic Policies*

- of *Advanced Industrial States* (University of Wisconsin, 1978); Peter Katzenstein, *Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe* (Ithaca: Cornell University Press, 1985) など参照。
- (11) それぞれの議論の整理の仕方や名称は研究者によって異なる。ここでは、文正仁「日韓政治経済の比較分析——問題領域、理論、研究課題」小此木政夫・文正仁編「市場・国家・国際体制」慶應義塾大学出版会、二〇〇一年、一六五頁および建林正彦「産業政策と行政」西尾勝・村松岐夫編「講座 行政学」第三巻、有斐閣、一九九四年、七七一—四頁などを参考に議論を整理した。
- (12) ショーンン、前掲書および Robert Wade, *Governing the Market: Economic Theory and the Role of Government in East Asian Industrialization* (Princeton: Princeton University Press, 1990) 等参照。
- (13) 建林、前掲論文、八五頁。
- (14) Hugh Patrick and Henry Rosovsky, eds., *Asia's New Giant: How the Japanese Economy Works* (Washington: Brookings Institution, 1976). 日本語訳は、ヒュー・パトリック「戦後日本の経済発展」ヒュー・パトリック、ヘンリー・ロズスキー編（金森久雄訳）「アジアの巨人日本——日本経済の発展」日本経済新聞社、一九七八年。
- (15) 香西泰「高度成長の時代——現代日本経済史ノート」日本評論社、一九八一年。
- (16) World Bank, *The East Asian Miracle: Economic Growth and Public Policy* (World Bank, 1993). 日本語訳は、世界銀行（白鳥正喜監訳）「東アジアの奇跡——経済成長と政府の役割」東洋経済新報社、一九九四年。
- (17) Daniel I. Okimoto, *Between MITI and the Market* (Stanford: Stanford University Press, 1989). 日本語訳は、タニエル・沖本（渡辺敏訳）「通産省とハイテク産業——日本の競争力を生むメカニズム」サイマル出版会、一九九一年。
- (18) Peter Evans, *Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation* (Princeton: Princeton University Press, 1995).
- (19) この段落は、建林、前掲論文、九〇—九四頁をまとめたものである。
- (20) 建林、前掲論文、九四頁。
- (21) Richard J. Samuels, *The Business of the Japanese State: Energy Markets in Comparative and Historical Per-*

spective (Ithaca: Cornell University Press, 1987). 日本語訳は、リチャード・J・サミュエルズ(廣松毅監訳)『日本における国家と企業——エネルギー産業の歴史と国際比較』多賀出版、一九九九年、一二—一四頁。

(22) 建林、前掲論文、九四頁。

(23) 久米郁男「鳩山、岸路線と戦後日本政治経済体制——市場の『政治性』への一考察」『レヴァイアサン』二〇号(一九九七年春)、久米郁男「政治経済環境の変化と行政システム」西尾・村松編、前掲書、三〇—三一頁。

(24) Chung-in Moon & Sang-young Rhyu, "The State, Structural Rigidity, and the End of Asian Capitalism: A Comparative Study of Japan and South Korea," in Richard Robinson, Mark Beeson, Kanishka Jayasunya and Hyuk-Rae Kim eds., *Politics and Markets in the Wake of the Asian Crisis* (London and New York: Routledge, 1999).

(25) 柳相栄「韓日規制緩和と制度変動——持株会社解禁比較」小此木政夫・文正仁編、前掲書、三五—四〇頁。

(26) ジョynソン、前掲書、三五—六頁。

(27) 日韓の政治体制比較を行った飯尾・増山も、「韓国の官僚制は、政治的統制を逃れて、行政府の首長たる大統領の意志に反するほどの自律性は有しておらず、(中略)政治指導者に対抗しうる独立した主体ではない」、「行政府内における、大統領の統制が行き届いており、その時々政治的意志によって、大胆な予算編成を行うことが可能であり、(中略)国会を通すことにあまり支障がないために、多くのアクターの相互作用による結果としての漸変主義が現れる度合いが低いのではないか」との見方を示している。飯尾潤・増山幹高「日韓における弱い議院内閣制と強い大統領制」曾根泰教・崔章集編『変動期の日韓政治比較』慶應義塾大学出版会、二〇〇四年、一〇〇頁。

(28) 『通商産業省年報(一九五五年度)』一一五頁。三輪芳朗『国家の能力』東京大学出版会、一九九八年、一二四頁より再引用。

(29) 日本の機振法については、三輪、前掲書のほかに、通産省通商産業政策編纂委員会編『通商産業政策史』第六巻、通商産業調査会、一九九〇年、五四九—六一七頁、橋本寿朗「高度経済成長期における日本政府・業界団体・企業——機械工業振興臨時措置法を事例として」『社会科学研究』四五巻四号(一九九四年)、二三—二五六頁、米倉誠一郎「政府と企業のダイナミクス…産業政策のソフトな側面——機械工業振興臨時措置法の金型工業に与えた影響か

- ら」『二橋大学研究年報 商学研究』三三三号（一九九三年）、二四九—二九二頁、御厨貴「機振法イメージの政治史的意味——新しい産業政策の実像と虚像」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年、二九六—三三七頁等を参照。
- (30) 杉山弘「機械工業臨時措置法の改正——その成果と今後の運用」『日機連会報』一九六六年五月、八—九頁。三輪、前掲書、一二五頁より再引用。
- (31) 三輪、前掲書、一四七頁。
- (32) 橋本、前掲論文、二三八—二三九頁。
- (33) 通産省通商産業政策編纂委員会編、前掲書、五五八—五七〇頁、三輪、前掲書、一五七頁。
- (34) 三輪、前掲書、一五七頁。
- (35) 三輪、前掲書、一二七頁。三輪は、六〇年一二月に策定された所得倍増計画が「経済の二重構造」解消のために中小企業政策に力を入れたことが機振法の内容に影響を与えたとみている。三輪、前掲書、一四四頁。
- (36) 米倉淳「機械工業振興臨時措置法はいかに改善されるべきか」『日機連会報』一九六五年、一五—一六頁。三輪、前掲書、一三一頁より再引用。
- (37) 橋本、前掲論文、二五〇頁。
- (38) 橋本、前掲論文、二五〇頁。
- (39) 米倉誠一郎、前掲論文、二五六—二六五、二七八—二八〇頁。
- (40) 『第二次経済開発五カ年計画 一九六七—一九七二』ソウル、大韓民国政府、一九六六年、二七—二九頁「韓国語」。
- (41) 当時の商工部輸出振興課長の証言。韓国放送公社（KBS）「ドキュメンタリー朴正熙」第二回放送（一九九九年一〇月二七日）「韓国語」より引用。
- (42) 輸出第一主義については、拙稿「韓国における電子工業振興体制の形成、一九六六—七三——『輸出第一主義』と日本型産業政策のなかで」『法学政治学論究』第五二号（二〇〇二年春季号）、一九五—一九七頁を参照。
- (43) 渡辺利夫「韓国の経済発展をどう捉えるか——従属から自立へ」渡辺利夫編『概説 韓国経済』有斐閣、一九九

〇年、四―五頁。

(44) 渡辺、前掲論文、一〇―一二頁。

(45) 国会商工委員会（一九六七年一月二六日）における機会工業振興法案の提案説明。『第五十九回商工委員会會議録第三号』ソウル、大韓民国国会事務処「韓国語」。

(46) 『韓国の商工業』ソウル、大韓商工会議所、一九七六年、五四二―五四四頁「韓国語」、『我が国の機械工業の現況と問題点』ソウル、国際経済研究院、一九八〇年、二二〇頁「韓国語」、『韓国機械工業振興会一〇年史』ソウル、韓国機械工業振興会、一九八〇年、一六五―一六七頁「韓国語」。

(47) 『韓国機械工業振興会一〇年史』、一六九頁。

(48) 『韓国の商工業』、五四二頁。

(49) 条文の中には「系列化」という単語が四回登場する（第三、八、九、一七条）。

(50) 『我が国の機械工業の現況と問題点』、二九九頁。

(51) 『我が国の機械工業の現況と問題点』、三四一頁。

(52) 谷浦孝雄「中小企業の役割」服部民夫編『韓国の工業化——発展の構図』アジア経済研究所、一九八七年、二二―一頁。

(53) 谷浦、前掲論文、二二―二三頁。

(54) 金正濂「韓国経済政策三〇年——金正濂回顧録」ソウル、中央日報社、一九九〇年、三三四頁「韓国語」。

(55) 一九六八年二月二日、商工委員会。『第六十三回国会商工委員会會議録第三号』ソウル、大韓民国国会事務処「韓国語」。

(56) 「重化学工業化宣言」および重化学工業政策と防衛産業の關係については、拙稿「朴正熙大統領『重化学工業化宣言』の政治力学——『工業構造改編論』の形成過程を中心に」慶應義塾法学部編『慶應の政治学 国際政治』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、一九三―二二二頁を参照。六大戦略産業とは、鉄鋼、非鉄金属、機械工業、造船、電子工業、化学のことを指す。

(57) 通産省通商産業政策編纂委員会編、前掲書、五五八―五七〇頁。

- (58) 城山三郎『官僚たちの夏』新潮社、一九七五年。特定産業振興臨時措置法をめぐる政治過程については、大山耕輔『行政指導の政治経済学——産業政策の形成と実施』有斐閣、一九九六年、第五章が詳しい。
- (59) 橋本、前掲論文、二四五頁。
- (60) 恒川恵一『企業と国家』東京大学出版会、一九九六年、一三五頁。
- (61) 猪口孝『現代日本政治経済の構図——政府と市場』東洋経済新報社、一九八三年。
- (62) 猪口孝・岩井奉信『族議員』の研究』日本経済新聞社、一九八七年。恒川、前掲書、一四〇—一四二頁。
- (63) Michio Muramatsu & Ellis S. Krauss, "The Conservative Policy Line and the Development of Patterned Pluralism," in Kozo Yamazawa & Yasukichi Yasuba, eds., *The Political Economy of Japan, Vol. 1: The Domestic Transformation* (Stanford: Stanford University Press, 1987). 日本語訳は、村松岐夫 エリス・クラウス「保守本流と日本におけるパターン化された多元主義の発展」『現代日本の政治経済 第一巻——国内情勢の展開』総合研究開発機構、一九八七年、五八五—六二五頁。
- (64) Kent E. Calder, *Crisis and Compensation: Public Policy and Political Stability in Japan, 1949-1986* (Princeton: Princeton University Press, 1986). 日本語訳は、ケント・E・カルダー（淑子・カルダー訳）『自民党長期政権の研究——危機と補助金』文藝春秋、一九八九年、第七章。
- (65) David Freedman, *The Misunderstood Miracle: Industrial Development and Political Change in Japan* (Ithaca: Cornell University Press, 1988). 日本語訳は、デイビッド・フリードマン（丸山恵也監訳）『誤解された日本の奇跡——フレキシブル生産の展開』ミネルヴァ書房、一九九二年、四〇頁。
- (66) 三輪、前掲書、一五八—一六九頁。
- (67) 米倉、前掲論文、二六一、二八九頁。
- (68) 米倉、前掲論文、二六〇、二六三頁。
- (69) 鄭正信『大統領の経済リーダーシップ』ソウル、韓国経済新聞社、一九九四年「韓国語」等を参照。
- (70) 経済企画院の設立過程については、拙稿「韓国における経済開発行政体制の誕生、一九五八—六三——経済企画院への新視点」『現代韓国朝鮮研究』創刊号（二〇〇一年）、六七—七九頁を参照。

- (71) 朴勇正「商工部」孫光植ほか『韓國の經濟官僚』ソウル、多樂園、一九七九年、一五一—一九八頁〔韓國語〕。
- (72) 『韓國機械工業振興會二〇年史』、五六頁。
- (73) 『韓國機械工業振興會二〇年史』、五六—七〇頁。
- (74) 拙稿「朴正熙『重化学工業化宣言』の政治力学」、二〇八—二二四頁。
- (75) 政府と財閥との關係については、朴一『韓國NIE S化の苦惱——經濟開發と民主化のジレンマ（増補版）』同文館、一九九九年、第四、五章等を参照。
- (76) 大西裕「韓國官僚制と經濟成長——輸出指向工業化の新たな説明（一）（二）」『法学論叢』一三〇卷一、四号（一九九一、一九九二年）、八四—一二二、九二—一二二頁。